

5つの基本方針ごとの取り組み例

①自然共生型まちづくり

- ・希少野生動植物の採取、盗掘をしない
- ・外来生物の駆除、在来種の保護に努める
- ・河川などでの利用マナーを守る
- ・水生生物調査に参加し、水辺環境への理解を深める
- ・所有農地を適正に管理する



②安心・快適型まちづくり

- ・ごみの野外焼却を絶対にしない
- ・洗剤は適量を使用し、廃食用油や残飯などは排水溝に流さないで適切に処理する
- ・下水道への接続や浄化槽の設置に努める
- ・灯油タンクなどからの油漏れに注意する
- ・深夜や早朝には、騒音や振動が発生する機器の使用を控える
- ・側溝や排水路を清潔に保ち、悪臭の発生を防ぐ



③資源循環型まちづくり

- ・ごみの分別をし、ごみの減量化や資源化に努める
- ・5 R(※)に積極的に取り組む・食品ロスの削減に向けた取り組みを実践する
- ・ごみの不法投棄やポイ捨てをしない
- ・ごみの不法投棄やポイ捨てをされないように、所有地の適正な管理に努める
- ・地域の清掃活動に積極的に参加する



※リデュース(減らす)、リユース(再使用)、リフューズ(断る)、リペア(修理)、リサイクル(再生使用)の5つの行動。

④温暖化対策型まちづくり

- ・自動車のアイドリングストップやエコドライブに努める
- ・住宅の新築、増改築時には、住まいの省エネ(高断熱、高気密)化に努める
- ・見ないテレビはこまめに消したり、カーテンで窓からの熱の出入りを防いだりして家庭での省エネルギーに取り組む
- ・薪、ペレットストーブを導入し、間伐材などの利用に努める
- ・再生可能エネルギーなどに関心を持つ
- ・再生可能エネルギー利用設備の導入に努める
- ・気候変動やその影響に関心を持ち、自然災害に備える



⑤協働・参加型まちづくり

- ・所有地の不要な資材などの整理、撤去に努める
- ・住宅や小屋などの建物を建築するときは、周囲の景観との調和に配慮する
- ・敷地内の緑化と美化に努める
- ・道路や公園などでの犬の糞の処理について、マナーを守る
- ・地域の歴史的、文化的遺産を理解して保存活動に参加、協力する
- ・地域の祭りや伝統芸能活動に積極的に参加、協力する
- ・イベントや講習会等に積極的に参加する
- ・参加した環境保全活動の情報発信を積極的にする
- ・環境について学んだことや考えたことを、家族や地域、学校などで積極的に話し合い、自分のこととして捉える



八幡沼とニッコウキスゲ(8月)

自然をはぐくみ、景観にすぐれたまちを目指して

第2次市環境基本計画を策定

平成22年に制定した市環境基本条例、24年に策定した市環境基本計画の成果と課題を整理し、第2次環境基本計画を定めました。

今号では、計画の概要を紹介します。

■問い合わせ先 市民課環境衛生係(☎・内線1069)

◎目指す環境の将来像

市市民憲章と市総合計画の基本目標を踏まえ、本市の目指す環境の将来像を「自然をはぐくみ、景観にすぐれたまち 八幡平市」とします。これは本市が、豊かな緑や良質な水、美しい景観にあふれる地域であることから、今後もこの貴重な財産を育み、環境保全に努め、責任をもって次代へ継承していく、という考え方を示すものです。

◎環境はみんなで守るもの

本計画は市民や事業者、関係団体、行政などが連携・協働しながら環境保護に取り組むことを基本としています。それぞれの視点で、自分ができることに取り組みましょう。

◎5つの基本方針

環境の将来像を実現するため、5つのまちづくりの基本方針を定めました。

①自然共生型まちづくり 豊かな自然環境が守られるとともに、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できるまちづくりを推進します。

②安心・快適型まちづくり 環境基準を満たした安心できる環境の中で、快適に生活できるまちづくりを推進します。

③資源循環型まちづくり 廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する持続可能なまちづくりを推進します。

④温暖化対策型まちづくり 温室効果ガスの排出量を削減し、再生可能エネルギーの導入や森林の保全によって植物の二酸化炭素吸収量を高め、脱炭素を実現するまちづくりを推進します。

⑤協働・参加型まちづくり 市民・事業者・関係団体・行政などの連携・協働により、景観が保たれ、恵まれた環境が継承されるまちづくりを推進します。

◎計画は令和13年度まで

本計画の期間は令和4年度から13年度までの10年間です。上位計画の市総合計画基本構想と整合性を図るため、8年度に中間評価をします。

また社会情勢の変化などを勘案し、市環境審議会の意見を聴きながら、必要に応じて見直しを行います。